

地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る 基準等に関する条例及び条例施行規則の改正について

～地域包括支援センターの人員配置基準の緩和～



札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例及び条例施行規則の改正内容

1 改正概要

- (1) 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数に応じて置くべき常勤職員について「**常勤換算方法**（複数の非常勤職員の勤務時間を合算して常勤職員の勤務に見なすという考え方）」を導入する
- (2) 一つの地域包括支援センターだけではなく、**複数の地域包括支援センターの担当エリアを一つの圏域とみなし、専門職の配置基準を満たす扱いにすることを可能とする**



(1) (2) いずれの場合においても、**札幌市地域包括支援センター運営協議会が認める場合に限る**

- ## 2 施行期日 令和7年4月1日
- ※ 令和6年10月3日公布

議案 2-1

(1) 常勤換算方法については、令和7年4月1日より導入する。

(理由)

- ・ 現在、恒常的に専門職が欠員となることはないものの、札幌市の人口は減少局面を迎え、今後、常勤職員の人材確保が難しくなることもあり得る
- ・ 常勤換算方法を導入した場合、短時間勤務の非常勤の専門職を複数名配置するなど、職員数が増えることが予測されるが、引継ぎを適切に行える体制を整えるなど、円滑に業務を行える体制とすることで、支援の質を担保できる

⇒ 以上のことから、常勤換算方法を導入する

議案 2-2

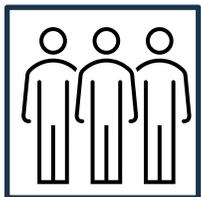
(2) 複数の地域包括支援センターの担当エリアを一つの圏域とみなし、人員配置基準を満たす扱いすることについては、業務負担の増加が懸念され、支援の質の担保にも大きな影響があることから、適用については、今後の人材確保の状況をみながら、必要時、慎重に検討する。

(理由)

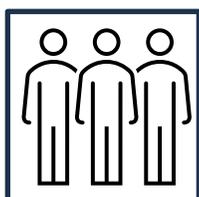
- ・ 現行の専門職の配置人数の基準より少ない人数での配置となるため、1人あたりの業務負担の増加や支援の質の担保に懸念がある
- ・ 3職種（保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士）が配置されず2職種だけの配置のセンターも可能となるため、支援の質の担保に懸念がある
- ・ 実際に適用する場合、センターによって委託法人が異なるため、法人間で連携して運営するにあたり、具体的な手法等の検討が必要
⇒ 以上のことから、現行の配置基準を維持すべきと考えるが、今後、人材確保が困難な状況が生じた際は慎重に検討する

(例)

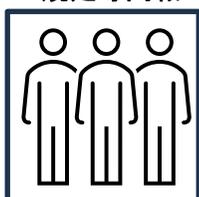
北1
・高齢者人口: 25,000人
・規定専門職: 12人



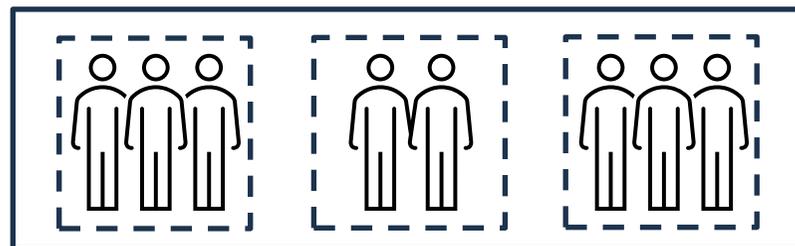
北2
・高齢者人口: 29,000人
・規定専門職: 13人



北3
・高齢者人口: 24,000人
・規定専門職: 12人



北区の3センターの担当エリアを一つの圏域とみなす
・高齢者人口: 25,000+29,000+24,000=78,000人
・規定専門職数: 36人



3センターの規定専門職員数の合計: 37人